

中小企業者と農林漁業者等が連携して行う

新商品開発・販路開拓を助成します

あきた農商工応援ファンド事業（助成金）

事業区分	農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
助成率	1/2以内 または 2/3 ^{※1} 以内	2/3以内 または 10/10 ^{※1} 以内
助成限度額	最大150万円	
助成対象者	県内の中小企業者（会社及び個人）またはNPO法人等と農林漁業者の連携体	単年度または1年目は100万円 2年目は50万円以内かつ1年目の1/2以内 県内の中小企業者またはNPO法人等と農林漁業者の連携体（農工商関係団体、農林水産団体、一般社団法人等）
助成対象事業	① 新たに取り組む商品の開発や改良、② ①の商品の販路開拓 ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組、④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得、⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開、⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動、⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査	
助成対象経費 ^{※2}	専門家謝金、旅費、◎リース・レンタル料、◎試作費、◎委託費（助成対象経費総額の6割以内）、検査・試験・分析費、共同研究費、産業財産権等取得費、消耗品費、印刷製本費、広告費、通信運搬費、◎展示会等出展料、雑役務費、研修・人材育成費、会場借料（消費税および地方消費税は助成対象外）	
事業期間	最大2年間（1年以内（単年度）も可）	

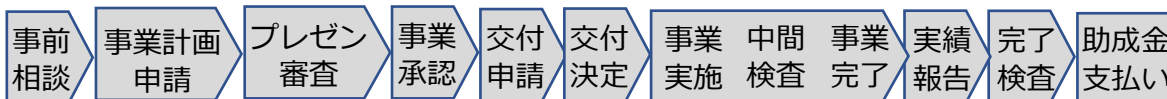
※1 開発商品の販路が確定している場合や、県の公設試が開発した品種、技術を活用する等の場合

※2 「◎」の費目は、当初の申請により審査会で認められた場合に限り、概算払い（前払い）が可能です

事前相談期間 令和8年6月16日（火）まで

事前相談が必須です（面談またはWeb面談）
事前相談がない場合、申請を受付できません

事業の流れ



2年事業の承認を受けた場合は、1年ごとに交付申請が必要です

留意事項

- 助成金は一部を除き完了検査後の精算払い（後払い）が原則です。助成金支払いまでの資金調達が必要です。
- 事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、交付決定通知に記載する助成事業実施期間内に発注（契約）、購入、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。

応募方法

- 事前相談申込書に記入し、事前相談をお申込みください。
- 申請書等をウェブサイトからダウンロードし、必要書類を添付してご提出ください。



申請書受付期間 令和8年5月19日（火）～6月30日（火）



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

新事業・設備支援課 ☎ 018-860-5702 FAX 018-860-5612 ✉ setsubi-ken@bic-akita.or.jp



事前相談申込書

☒ setsubi-ken@bic-akita.or.jp FAX : 018-860-5612
メールまたは FAX でお送りください。担当よりご連絡します。

(公財)あきた企業活性化センター 新事業・設備支援課あて

記入日	年 月 日		
事業所名/個人氏名			
事業所所在地	〒		
事業内容/業種		TEL	
ご担当者氏名		FAX	
Eメール			
申請予定事業	農商工連携支援事業 ・ 農商工連携応援団体支援事業		
1. 申請を予定している計画内容を簡単に記入して下さい。 どのような商品・サービス? 連携する相手は? 従来、既存のものとの違いは? 取組む期間は? など			
2. 経費の総額と内訳を簡単に記入して下さい。			
3. 事務局に確認したいことがあれば記入して下さい。(自由記載)			

※事前相談時に申請書の草案をご準備いただくと、記載方法等について詳細にご案内できます。